伊豆の国市防災指導員設置要綱

制定　令和２年７月28日告示第127号

（設置）

第１条市民の防災意識の高揚及び自主防災組織の育成等防災対策の推進を図るため、防災指導員（以下「指導員」という｡)を置く。

（職務）

第２条指導員は、次に掲げる職務を行う。

(1)　防災知識の普及に関すること。

(2)　自主防災組織の育成に関すること。

(3)　防災訓練の指導に関すること。

(4)　その他市長が必要と認めること。

　（定数）

第３条指導員の定数は、53人以内とする。

（指導員）

第４条指導員は、市内に居住し、防災活動に対する熱意を持った次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　過去に国又は県の主催により実施した地域防災リーダー養成研修等を受講し修了した者

(2)　その他前号に規定する者と同等以上の知識及び実績があると市長が認める者

（任期）

第５条指導員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

（解任）

第６条市長は、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くものとする。

(1)　本人から辞退の申出があったとき。

(2)　心身の故障のため、職務を遂行できなくなったとき。

(3)　指導員としてふさわしくない行為があったとき。

(4)　本人が市内に居住しなくなったとき又は住所が明らかでないとき。

（報酬）

第７条指導員の報酬は、支給しない。

（貸与品）

第８条　指導員には、次の装備を貸与する。

(1)　帽子

(2)　指導員用ベスト

(3) 腕章

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める装備

（保険）

第９条　市長は、指導員の職務による傷害等を補償するため、ボランティア活動保険に加入するものとする。

（庶務）

第10条　指導員の庶務は、防災担当課において処理する。

（補則）

第11条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。